

櫻井 一雄さん  
(多和)



五十嵐晴夫さん  
(川上)



長寿88歳  
おめでとうございます

《平成22年6月該当》  
掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。



清野 恵子さん  
(麻生)



宗村サキ子さん  
(虹別)



●●●●● 標茶消費者協会からのお知らせ ●●●●●

消費者教育・啓発活性化事業  
暮らし安全・安心セミナー

- 日時／10月1日(金)、午後1時
- 場所／開発センター
- 参加費／無料
- 申し込み・問い合わせ／  
●副会長 宮島美智子さん (☎485-2536)  
●事務局 中嶋静子さん (☎485-2891)

いきいきふるさと推進事業  
牛乳・乳製品消費拡大料理講習会

- 日時／9月27日(月)、午前9時30分
- 場所／開発センター
- 講師／釧路短期大学調理学 芳賀みつえ教授
- 参加費／無料 ■募集人数／30名
- 申込締切／9月20日(月)
- 申し込み／副会長 松井ユキ子さん (☎485-3858)
- 問い合わせ／事務局 中嶋静子さん (☎485-2891)

飲んで美味しい牛乳を  
さらに美味しく食べてもらいたい!

牛乳を食べよう!



今月のレシピ チーズの包み蒸し

作 り 方

- ①Aをよくこね合わせて生地を作る。
- ②①を16等分し、合わせたBを中に包んで団子を作り、ラップで包む。
- ③②を蒸し器で約15分、強火で蒸す。
- ④蒸しあがった③のラップをはずし、器に入れて飾りに大葉の千切りを上のにせる。

※酢じょうゆやゴマしょうゆで食べてもおいしいです。

材 料 (4人分)

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| 長いも (切って蒸す).....       | 300g       |
| 木綿豆腐 (水気を切る).....      | 1丁         |
| A 小麦粉.....             | 1/4~1/2カップ |
| 塩・コショウ.....            | 各少々        |
| みそ.....                | 大さじ1       |
| B ハードタイプチーズ (一口大)..... | 1/2カップ     |
| 長ねぎのみじん切り.....         | 大さじ4       |
| 絹さや (千切り).....         | 70g        |
| 大葉 (千切り).....          | 適量         |

## 動物愛護週間

動物愛護管理法では、毎年9月20～26日までの1週間を動物愛護週間と定めています。近年、マナーの悪い飼い主により動物の虐待や遺棄、鳴き声・悪臭などが発生しており、近隣の方は迷惑しています。飼い主はマナーを守り、みなさんは命ある動物をやさしく見守り、動物の愛護を通じて命を大切にしてください。

## 生ごみ処理機・コンポスターの助成制度

本町では、生ごみ処理機やコンポスターの購入費用の一部を助成しています。生ごみ処理機やコンポスターはごみの減量化につながり、環境にもやさしい生ごみリサイクルの一つですので、ぜひ利用してください。

対象となる方	標茶町民で、本町に1年以上居住し、今後1年間は転出する予定がない方 ※例外として、1年未満の居住であっても2年以上居住することが認められる場合は対象となります。	
対象となる機械	電気式（乾燥型・バイオ型）	堆肥式（コンポスター・発酵2個）
助成額	機械（容器）のみの購入価格の1/2 上限30,000円（百円単位で助成）	容器のみの購入価格の1/2 上限3,800円（百円単位で助成）
※1世帯1台となります。 ※故障した場合の修理費や基材（発酵促進剤・菌）などは対象になりません。		

■手続き／印かん、金融機関の口座番号などが分かるものをお持ちください。

- ①購入前に下記窓口の申請書に必要事項を記入してください。
  - ②町内の販売店で商品を購入してください。
  - ③購入後、必要書類を提出して手続き終了です。
- ※助成金は、約2～3週間後に指定口座へ振り込みます。

## ごみの野外焼却・ポイ捨て禁止

ごみの野外焼却は法律で禁止され、罰則の対象となります。家庭用の簡易な焼却炉やドラム缶、一斗缶などでの焼却についても同様です。家庭ごみは、法の基準に適合した市町村のごみ焼却施設で焼却しなければなりません。また、自分のごみは自分で持ち帰り、ごみのポイ捨ては絶対に止めましょう。本町のごみ処理計画に従って分別排出し、快適な生活環境を保つように心がけましょう。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

国民の健康を守るため、たばこの消費を抑制することを目的に、10月1日から「町たばこ税」の税率が改正されます。

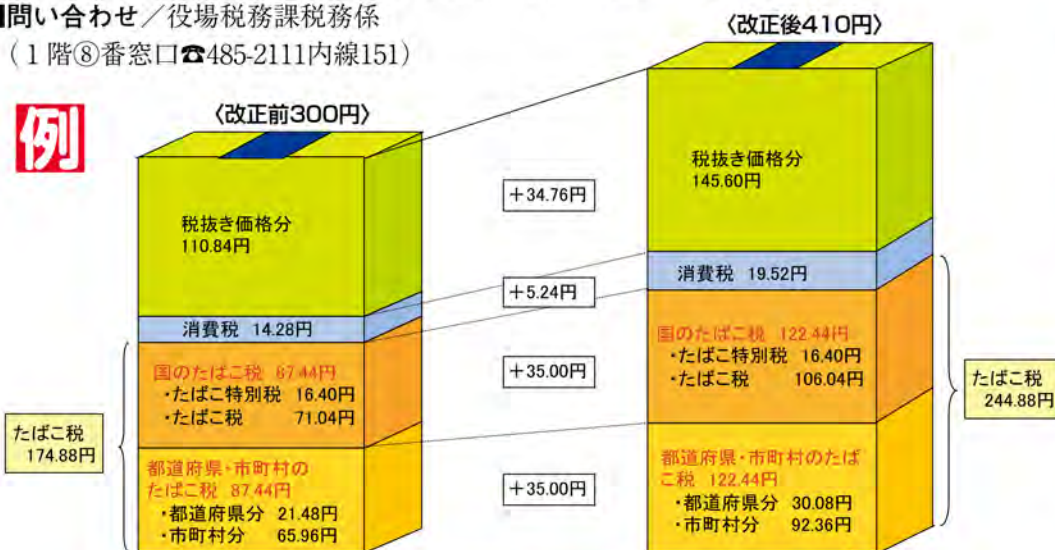
また、同時に、国と都道府県の「たばこ税」の税率も改正されます。

1本あたり5.5円から7円程度の販売価格の上昇が見込まれます。

■問い合わせ／役場税務課税務係

（1階⑧番窓口☎485-2111内線151）

**例**



1本あたり3.5円の税率引き上げ（小売価格で5.5円の上昇）

町たばこ税の税率が改正されます